

泉佐野市子ども基本条例

令和5年〇月〇日

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 責務及び役割(第4条—第8条)

第3章 施策の実施(第9条—第19条)

第4章 施策の推進(第20条—第24条)

雑 則 (第25条)

付 則

(前文)

こどもは、一人ひとりが未来を築く大切な、かけがえのない存在であり、未来そのものです。

こどもたちは、美しい自然に囲まれ健やかに育つ権利があります。地域の文化や伝統に触れながら心豊かに育つ権利があります。自分の将来に夢と希望をもって生きる権利があります。そして、その実現のために必要なことを学ぶ権利があります。何よりもたくさんの愛情に包まれ、安全な環境で安心して育つ権利があります。全てのこどもは、生まれた環境、生活状況、障害の有無、国籍等にかかわらず、生まれたときから、幸せに生きるための権利を持っています。国際連合が1989年(平成元年)に採択した児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、こどもの権利について「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」と定めています。

しかし、児童虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどが大きな社会問題となり、いまこどもたちの命そのものが脅かされている現実があります。それらは少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化、経済的格差の拡大、情報格差の拡大などが背景にあり、私たち大人がつくりあげてきた社会が生み出した問題です。差別のない社会、ジェンダー平等社会の実現や地球環境問題など、私たちが次代を担う子どもたちに託さなければならない深刻な課題も多くあります。

今を生きる こどもたちが自分の力を信じ、希望をもって未来を切り拓いていけるよう、私たちは今こそ全力で取り組まなければなりません。そこで、泉佐野市は、こども・子育て支援の重要性に関する理解を深めるとともに、基本的な考え方を明らかにします。日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法等の趣旨を踏まえ、全てのこどもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、その成長を市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の連携協力のもと、社会全体で支えることの重要性を提起します。そして、全てのこどもたちが生まれ育った環境にかかわらず、健やかに育ち、学び、安心してこどもを育てることができる社会の実現を目指し、市全体で総合的、継続的にこども施策を推進するため、この条例を制定します。私たちは「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現をめざします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進する

ための基本となる事項を定め、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民 こどもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者(こどもを除く。)又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育に関する施設、医療機関その他こどもの育ち、学び及び支援を目的として、こどもが通学し、通園し、通所し、利用し、入所し、又は相談する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) こども施策 こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。

(基本理念)

第3条 こどもへの支援は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。

- (1) こどもへの支援は、こどもの置かれている環境等にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、苦しむことなく安全・安心に生きていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、こどもの基本的人権が尊重され、その権利が擁護されること。
- (2) こどもへの支援は、全てのこどもが発達段階に応じた学びや遊び等を通じて、豊かな人間関係を育み、未来の社会の担い手として、自ら意見を表明するなど、こどもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- (3) こどもへの支援は、こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けるとともに、他者の人権を尊重し、次代の社会を担うことができるよう努めるものとする。
- (3) こどもへの支援は、こどもを地域社会全体で健やかに育むため、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの役割に応じて自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、総合的に取り組むこと。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもへの支援を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、子ども施策の一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子ども施策の推進に当たり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについての第一義的な責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、基本理念にのっとり子どもの人格を尊重し、愛情をもって子どもの成長や発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が乳幼児期からの子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性等を身につけて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得て、子どもが心身ともに安らかに過ごせるよう、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、子ども施策及び子どもの支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、基本理念にのっとり、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保するとともに、学びや遊びを通じて、豊かな人間性及び社会性等を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、施設等における子どもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめ等、から子どもを守り、子どもが安心して過ごすことができる場となるよう、また、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のため必要な支援を行うものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子ども施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、子どもに接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

第3章 施策の実施

(こどもの育ちの支援)

第9条 市は、こどもの性別、国籍、障害等にかかわらず、それぞれの環境や状況に応じ、全てのこどもが健やかに成長できるよう、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(相談支援体制の整備・強化)

第10条 市は、こどもとその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談をすることができるよう、関係機関等と連携し、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、総合的な相談体制の構築及び強化に努めるものとする。

2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保し、相談機能の充実 に努めるものとともに必要な施策を講ずるものとする。

(特別な支援が必要なこどもへの支援)

第11条 市は、障害等により特別な支援が必要なこどもが合理的な配慮を受け、健やかに成長するために、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、こどもの虐待の予防及び早期発見、その他こどもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けているこども又はその疑いがあるこどもに対し、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全・安心の確保のために児童相談所、警察その他関係機関等との連携を強化するよう努め、最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な事情にある家庭のこどもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な状況にある家庭に生まれ育ったことによって自己肯定感や自尊心等を損なうことなく健やかに育ち学ぶことができるよう、環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等により、学びや遊び等のこどもが持つべき時間や経験が奪われることがないよう、必要な施策を講ずるものとする。

(全てのこどもへの適切な支援)

第16条 市は、第11条から第15条までに定めるもののほか、全てのこどもに対し、その状況に応

じ、こどもの意思を尊重し、こどもの最善の利益が優先された適切な支援を行うものとする。

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第17条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境や状況に応じ、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を講ずるとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第18条 市は、市民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた、切れ目のない継続した必要な施策を講ずるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第19条 市は、家庭又は育ち学ぶ施設以外に、遊びや様々な体験を通じ、異年齢のこどもや地域住民が交流し、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりの確保に努めるものとする。

第4章 施策の推進

(こどもへの情報提供)

第20条 市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者は、自らが行うこどもへの支援に関する施策や取組等について、こども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(こどもの社会参加の促進)

第21条 市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者は、こどもの意見表明などの社会参加を促進するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第22条 市は、この条例について、こども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の関心や理解が深まるよう、広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、この条例及びこども施策の内容について、こども及び大人が理解を深めることができるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究等)

第23条 市は、こども施策を推進するため、必要に応じ、情報収集等を行い、調査及び研究を行うものとする。

(計画の策定等)

第24条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとする。

2 この条例の運用状況及びこども施策の実施状況について、泉佐野市子ども・子育て会議条例

(平成25年条例第27号)第1条に規定する泉佐野市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。